

目 次

・ 策定の趣旨と取組状況	2
・ 取組の概要	8
・ アクションプランの施策項目	10
視点 1 生産者、加工者、流通・販売者における 食の安全管理体制の推進	
アクション1 環境と安全に配慮した農業の推進	
アクション2 安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視	
アクション3 安全なきのこの生産	
アクション4 安全な貝類の出荷	
アクション5 農薬の適正な販売・使用による 安全な農産物の生産	
アクション6 飼料、動物用医薬品及び水産用医薬品の 適正使用	
アクション7 安全な農産物の生産を目指した技術研究	
アクション8 農畜産物のトレーサビリティシステムの推進	
アクション9 愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする 食品営業者の自主管理の推進	
アクション10 食の安全に関する検査・製造技術の研究開発 及び指導	
視点 2 食の安全のための効率的かつ効果的な 監視・検査等の実施	
アクション11 安全な学校給食用物資の供給	
アクション12 食品営業施設に対する監視指導	
アクション13 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止	
アクション14 輸入食品を含む食品などの安全検査	
アクション15 安全な食肉の流通確保	
アクション16 JAS 法を始めとする食品表示の調査・監視	
視点 3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の 充実	
アクション17 地産地消や食育の推進	
アクション18 学校における食の指導の充実	
アクション19 消費者に対する食の安全に関する知識普及	
アクション20 食の安全に関するリスクコミュニケーション の推進	
・ 参考資料	30
用語説明	
食の安全に関する相談窓口とWEBページ	

注) ※のついている語句については、
P30～の「用語説明」をご覧ください。

策定の趣旨と取組状況

1 アクションプランの策定の趣旨

愛知県は、742万の人口を擁する食品の大消費地です。

また、飲食店営業や菓子製造業を始めとする平成22年度末の食品営業許可施設数は全国第3位の143,625件であり、また平成22年の食料品製造業製造品出荷額等も全国第2位と食料品の製造が非常に盛んな地域です。

加えて、平成22年の農業産出額は全国第6位と全国有数の農林水産物の生産地でもあります。

このように、愛知県は食の生産から消費まで、国内でも大きなウエイトを占める地域であり、県として食の安全・安心を確保することは大変重要なことです。

都道府県別 許可を要する食品営業施設数

第1位	東京都	301,021件
第2位	大阪府	183,534件
第3位	愛知県	143,625件
第4位	神奈川県	129,579件
第5位	北海道	107,341件

(平成22年度末現在 厚生労働省衛生行政報告例)

都道府県別 食料品製造業製造品出荷額等

第1位	北海道	17,790億円
第2位	愛知県	15,147億円
第3位	埼玉県	14,171億円
第4位	兵庫県	12,725億円
第5位	神奈川県	12,245億円

(平成22年 経済産業省工業統計表速報)

都道府県別 農業産出額

第1位	北海道	9,946億円
第2位	茨城県	4,306億円
第3位	千葉県	4,048億円
第4位	鹿児島県	4,011億円
第5位	熊本県	3,071億円
第6位	愛知県	2,962億円

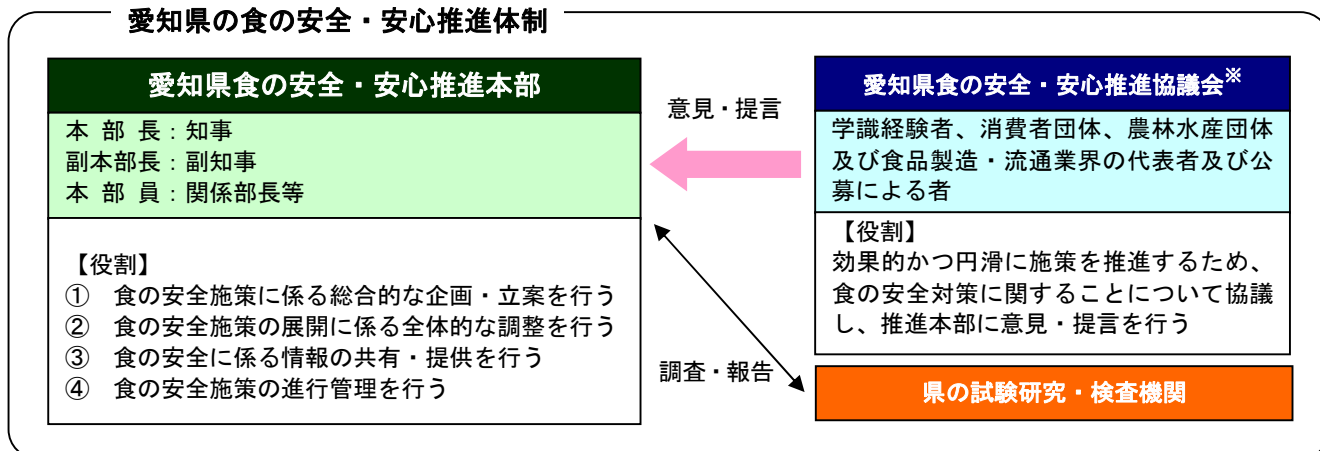
(平成22年 生産農業所得統計)

しかし、平成13~14年に、国内での牛海綿状脳症(BSE)の発生、食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬基準違反、農産物への無登録農薬の使用など、食の安全を揺るがす問題が相次いで発生し、消費者の不安が増大しました。

こうした問題による県民の不安を解消し、食の安全に対する信頼を回復するため、県は、平成14年9月に**愛知県食の安全・安心推進本部***を設置し、全庁挙げて取組を推進してきました。

この取組の一環として、県民の方々に、安全な食品を提供できるようにするとともに、食の情報を共有し、安心して食品の選択ができるよう、県の食品安全確保に関する具体的な施策を体系化した行動計画として**あいち食の安全・安心推進アクションプラン**(以下「アクションプラン」といいます。)を平成15年9月に策定(平成18年6月改訂)し、これに沿って取組を進めてきました。

愛知県の食の安全・安心推進体制



2 アクションプランの改訂

前回のアクションプランの改訂からおよそ6年が経過し、その間、県の新たな施策の創設や組織の見直しがありました。また、東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による食品の放射性物質汚染の問題をはじめ、新たな食品の安全に関する不安要因も出現しました。

このため、前回の改訂（平成18年6月）以降、これまでの取組状況の検証により見出された課題を踏まえるとともに、食品の生産者や製造業者・流通業者、消費者などで構成する愛知県食の安全・安心推進協議会や、県民の皆様からのご意見やご提言を反映させた内容となるよう、アクションプランを改訂することとしました。

(1) アクションプラン（平成18年6月改訂版）の平成18年度から平成23年度の検証

【視点1】 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進

I 安全な農林水産物の生産の推進

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
1 環境と安全に配慮した農業の推進	愛知県農産物環境安全推進マニュアル [※] 等の導入 108産地等 エコファーマー [※] 認定 3,988名	引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。
2 安全な鶏卵の生産と家畜疾病の監視	サルモネラ検査 11,394検体 鳥インフルエンザ発生予察のための検査 19,402検体	平成20及び22年度に鳥インフルエンザを経験し、復興に向けた地元の取組を支える上でも、発生防止の取組を継続する必要がある。
3 安全なきのこの生産	消費者に対し安全なきのこが提供できるよう、生産者に対する技術指導・支援の実施	引き続き、栽培・品質管理を徹底するよう生産者に対し情報提供していく必要がある。

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
4 安全な貝類の出荷	貝毒※検査実施回数 46回（256検体）	引き続き、安全な貝類の提供のため、検査体制の維持と漁業者の意識向上を図っていく。
5 農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産	農薬安全使用対策講習会の開催 26回 3,023名 農薬危害防止のための講習会参加者数 190,489名 農薬管理指導士※の養成 792名	法令遵守や適正管理の意識を保つための啓発活動は常に必要である。
6 飼料添加物、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用による安全な農水産物の生産	飼料製造工場立入検査 85施設 飼料検査 368検体 農家巡回指導等 1,178戸 水産用医薬品の適正使用の巡回指導 1,052経営体 水産用医薬品の残留確認 114検体	動物用医薬品や飼料等の適正な使用・保管を啓発指導することが必要である。 水産用医薬品の使用基準の内容等は必要に応じて改正されることから、今後も指導を行う必要がある。
7 安全な農産物の生産を目指した技術研究	病害虫に強いイネを7品種開発 特産品のオオバ、フキについてそれぞれ1品種開発	近年多発傾向にある病害虫や難防除病害虫について、防除技術を開発する必要がある。

II 食品加工施設などにおける自主管理の推進

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
8 愛知県版 HACCP※認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進	愛知県 HACCP 導入施設 54施設 リスク管理優秀店の認定 1,416施設	一部に法令遵守や自主管理の意識が低い業者が存在することから、これらに対する啓発を行っていく必要がある。
9 食の安全に関する製造技術の研究及び指導	食品への動物毛混入原因の解明と対策に資する、動物毛を識別する試薬キットの開発・製品化	必要な研究機器を計画的に導入し、関係者の要望に応えられる体制の整備を図る必要がある。
10 安全な学校給食用物資の供給	平成18年度～平成23年度の学校給食における食中毒発生件数 0件	食材検査の項目及び件数について、必要性等を検討した上で選定し、効率的な実施に努めていく必要がある。

【視点2】食の安全に関する普及啓発・教育の充実

III 地産地消※の推進

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
11 地産地消の推進	いいともあいちネットワーク会員 1,001会員 いいともあいち推進店※の登録 816店舗 食育推進ボランティア※の育成・活動支援 614名	引き続き、地産地消を進め、食の安心と農林水産業に対する県民の理解促進につなげていく必要がある。
12 学校における食の指導の充実	子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるよう啓発をすることにより、朝食の必要性は理解されるようになった。 また、地域と連携し、学校給食における地場産物の活用割合が増加した。	食品表示など食品の品質や安全性などの情報に関心を持ち、食品の品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考慮して適切な選択ができるよう子どもたちの食品を選択する能力の育成を引き続き図っていく必要がある。

IV リスクコミュニケーション※の推進

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
13 消費者に対する食の安全に関する知識普及	食の安全・安心情報サービス※ アクセス数 128,921 件 「あいち 暮らしっく」への情報掲載 39 回	食を取り巻く状況の変化が早いことから、効果的な方法で食の安全に関する知識を普及していく必要がある。ホームページについては、情報内容、見やすさ等の工夫が必要である。
14 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	食の安全・安心地域フォーラム 63 回 食の探索体験ツアー 8 回	リスクコミュニケーションの開催内容を工夫し、参加者の満足感が高いものにしていくことが必要である。

【視点3】 食に対する消費者の信頼確保

V 食品の監視・検査の確実な実施

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
15 食品営業施設に対する監視指導	監視指導件数 578,056 件	食中毒や不良食品の発生件数は必ずしも減少傾向にないことから、効果的な監視指導を行っていく必要がある。
16 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止	医薬品成分の含有が疑われる食品の買い上げ検査 74 検体	健康被害事例が相次いでいることから、製品広告についての監視指導及び買い上げによる調査確認を継続する必要がある。
17 輸入食品を含む食品などの安全検査	食品衛生検査件数 76,625 件	食品の放射性物質に関する検査の実施が求められている。放射性物質、残留農薬、動物用医薬品等の検査に必要な高度精密検査機器の合理的な整備及び定期的な更新を行う必要がある。
18 安全な食肉の流通確保	検査実績（と畜検査頭数 236,764 頭＋食鳥検査羽数 28,181,230 羽）／申請件数（と畜検査頭数 236,764 頭＋食鳥検査羽数 28,181,230 羽）＝100%	残留農薬、動物用医薬品等の検査に必要な高度精密検査機器の合理的な整備及び定期的な更新を行う必要がある。
19 JAS法※を始めとする食品表示の調査・監視	JAS 法遵守状況調査の実施 4,791 店舗 普及啓発研修会の開催 105 回 適正表示推進者講習会の開催 17 回 食品表示ウォッチャー※の設置 延べ 1,050 名 消費生活モニター※研修会 6 回	食品表示ウォッチャーの質を高め、設置人数が減っても対応できるようにする必要がある。食品表示の違反事例が見られることから、引き続き、調査・観察していく必要がある。

VI トレーサビリティシステム※の導入推進

アクション	6年間（H18-23）の主な取組状況	主な課題
20 農畜産物のトレーサビリティシステムの導入	鶏卵トレーサビリティシステムの導入 1 団体 JAグループで、共販部会員及び産直部会員のほぼ 100%が生産履歴の記帳	食の安全・安心を求める消費者の要望は強いため、生産、出荷、産地情報等を消費者に伝達する取組を継続する必要がある。

(2) アクションプランの「視点」の見直し

- 流通食品の異物混入や表示不良による苦情や自主回収がしばしば発生しています。また、食中毒事件も減少傾向にはありません。加えて、消費者の残留農薬等に対する関心は非常に高いものがあります。



このため、食品関連事業者が生産から加工・製造・流通・販売に至る各段階で、安全で衛生的な取扱いを進めていく必要があります。

また、農薬の適正な販売・使用の他、GAP手法^{*}等の環境負荷を低減した農業を推進し、安心につなげていく必要があります。

こうしたことから、食品関連事業者が自ら安全管理を推進することが重要であることを明確にするため、これまでの視点1「生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理の推進」の文言を整理し、引き続き「**生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進**」を取組の視点1として掲げます。

- 食品の安全性の確保は、食品安全基本法にも規定されているとおり第一義的には食品関連事業者がその責任を有しているものですが、国や県などの行政は、監視や検査といった施策を通じて、食品関連事業者が適切に食品を取り扱っているか検証していく責務があります。



また、食の安全・安心を図るための施策のうち、監視や検査等は非常に大きなウエイトを占めるものです。

アクションプランに基づく取組の検証の結果、監視・検査等は多くのアクションについて今後の課題とされたことから、これまでの視点3の「食に対する消費者の信頼確保」というアクションプランの全体的な目標である表現に代えて「**食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施**」を取組の視点2として掲げます。

- 現代社会は、非常に多くの情報があふれていますが、必ずしも信頼できる情報ばかりではありません。このため、消費者は、自ら正しい知識を持って、自らの判断で食品を選択する必要があります。加えて、行政の施策に意見を表明するなど、積極的な役割を果たすことが望まれます。



また、流通・販売システムの発達により、生産者と消費者のお互いの顔が見えにくくなっており、不安の要因の一つになっています。こうした不安を取り除くため、県民の食に関する知識や関心を深め、消費者と生産者との「顔の見える関係」作りを進めていきます。

このため、県民の最も求めているキーワードとして「安心」を取り入れ、これまでの視点2の「食の安全に関する普及啓発・教育の充実」に代えて「**県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実**」を取組の視点3として掲げます。

従来の「視点」	新しい「視点」
視点1 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進	視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進
視点2 食の安全に関する普及啓発・教育の充実	視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施
視点3 食に対する消費者の信頼確保	視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実

(3) アクションプランの新たな体系

新たな視点に基づき、これまでの取組状況の検証から見出された今後の課題に沿って、各アクションを再構築するとともに、施策の整理等を行いました。

視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進

I 安全な農林水産物の生産を推進します。

- アクション1 環境と安全に配慮した農業の推進
- アクション2 安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視
- アクション3 安全なきのこの生産
- アクション4 安全な貝類の出荷
- アクション5 農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産
- アクション6 飼料、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用
- アクション7 安全な農産物の生産を目指した技術研究
- アクション8 農畜産物のトレーサビリティシステムの推進

II 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。

- アクション9 愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進
- アクション10 食の安全に関する検査・製造技術の研究開発及び指導

視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施

III 食品の監視・検査を確実に実施します。

- アクション11 安全な学校給食用物資の供給
- アクション12 食品営業施設に対する監視指導
- アクション13 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止
- アクション14 輸入食品を含む食品などの安全検査
- アクション15 安全な食肉の流通確保
- アクション16 JAS 法を始めとする食品表示の調査・監視

視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実

IV 食の安心に向けた食育^{*}を推進します。

- アクション17 地産地消や食育の推進
- アクション18 学校における食の指導の充実

V 食に関するリスクコミュニケーションを推進します。

- アクション19 消費者に対する食の安全に関する知識普及
- アクション20 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

3 アクションプランに基づく行動計画について

食を取り巻く状況の変化に対応して、毎年度、アクションプランに基づく行動計画を策定します。なお、各アクション毎に目標を掲げ、進行管理を確実に実施することにより、県民の食の安全・安心の確保に努めてまいります。

取組の概要

主な不安の要因

- ① 食品関連事業者の自主管理不十分
- ② 一部企業等のコンプライアンスの欠如と行政の監視・指導等への不協
- ③ 食品関連事業者、消費者及び行政のコミュニケーション不足



視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進

I 安全な農林水産物の生産を推進します。

化学肥料や農薬の使用を低減するなど、環境と安全に配慮した農業を推進します。

農薬販売者・使用者に対する立入検査を行い、適正な農薬の販売と使用を徹底します。

畜産農家の衛生検査、貝類の毒化状況検査などを実施し、安全・安心な農林水産物の生産を支援します。

詳しくはアクション1~8

II 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。

食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入を未然に防ぐため、食品加工施設などにおける自主管理体制の確立に向け、引き続き助言・指導を行います。

一定の自主管理が行われている施設に対しては、県の認定を行うことにより、食品営業者の自主管理体制の確立を支援するとともに、食品営業者の取組状況が消費者にもわかるようにします。

詳しくはアクション9・10



食の



視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な 監視・検査等の実施

Ⅲ 食品の監視・検査を確実に実施します。

毎年度、愛知県食品衛生監視指導計画*を県民の方々から意見を求めた上で策定・公表し、食品営業施設の監視・指導や県内を流通する食品の衛生検査を行います。

特に、流通食品の放射性物質検査や生食用食肉取扱施設に対する監視・指導を強化します。また、食品表示について調査を行い、表示の適正化を図ります。

詳しくはアクション11~16

信頼確保



視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実

Ⅳ 食の安心に向けた食育を推進します。

生産者と消費者の交流を深めたり、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消を展開する「いいともあいち運動*」を進めます。

子どもたちが将来にわたって豊かで健康な生活を築いていけるようにするために、食に関する正しい知識の理解と望ましい食習慣の定着を目指し、学校における食育の充実を図ります。

詳しくはアクション17・18

Ⅴ 食に関するリスクコミュニケーションを推進します。

ホームページ「食の安全・安心情報サービス」や講習会を始めとして、あらゆる機会を通じ食の安全に関する情報を提供します。

食の安全に関する総合相談窓口*（電話：052-951-4149）を開設し、一元的に相談に対応します。

消費者、生産者、食品営業者を交えた意見交換会を開催して、情報の共有化を図ります。

詳しくはアクション19・20